

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月16日

【計算期間】 第15期中 自 2025年9月17日
至 2026年3月16日

【ファンド名】 セレブライフ・ストーリー2025
セレブライフ・ストーリー2035
セレブライフ・ストーリー2045
セレブライフ・ストーリー2055

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【電話番号】 03-6229-0170

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

セレブライフ・ストーリー2025

(2026年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	1,362,955,495	72.45
	アメリカ	348,056,931	18.50
	アイルランド	125,222,072	6.66
	小計	1,836,234,498	97.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		45,043,963	2.39
合計(純資産総額)		1,881,278,461	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2035

(2026年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	3,593,540,644	70.20
	アメリカ	1,036,548,842	20.25
	アイルランド	339,257,982	6.63
	小計	4,969,347,468	97.07
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		149,746,133	2.93
合計(純資産総額)		5,119,093,601	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2045

(2026年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,204,013,438	62.00
	アメリカ	1,076,026,025	30.27
	アイルランド	201,076,307	5.66
	小計	3,481,115,770	97.93
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		73,597,126	2.07
合計(純資産総額)		3,554,712,896	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

セレブライフ・ストーリー2055

(2026年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	----	-------------	-------------

投資信託受益証券	日本	1,155,795,761	49.33
	アメリカ	1,024,814,961	43.74
	アイルランド	106,280,907	4.54
	小計	2,286,891,629	97.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		55,906,595	2.39
合計(純資産総額)		2,342,798,224	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

セレブライフ・ストーリー2025

2026年3月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	966,849,954	966,849,954	12,663	12,663
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	1,017,634,321	1,017,634,321	13,373	13,373
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,044,319,643	1,044,319,643	13,291	13,291
第8計算期間末 (2019年 9月17日)	1,267,265,876	1,267,265,876	13,826	13,826
第9計算期間末 (2020年 9月14日)	1,433,021,915	1,433,021,915	14,251	14,251
第10計算期間末 (2021年 9月14日)	1,660,102,124	1,660,102,124	14,769	14,769
第11計算期間末 (2022年 9月14日)	1,749,459,167	1,749,459,167	14,585	14,585
第12計算期間末 (2023年 9月14日)	1,824,131,817	1,824,131,817	14,600	14,600
第13計算期間末 (2024年 9月17日)	1,914,679,233	1,914,679,233	15,132	15,132
第14計算期間末 (2025年 9月16日)	1,835,008,610	1,835,008,610	15,652	15,652
2025年 3月末日	1,853,294,780		15,199	
4月末日	1,860,653,323		15,254	
5月末日	1,798,345,869		15,226	
6月末日	1,817,274,785		15,354	
7月末日	1,817,204,800		15,370	
8月末日	1,828,938,972		15,430	
9月末日	1,841,519,777		15,733	
10月末日	1,885,723,782		15,982	
11月末日	1,874,492,112		16,017	
12月末日	1,859,274,015		16,003	
2026年 1月末日	1,924,004,683		16,413	
2月末日	1,948,329,341		16,618	
3月末日	1,881,278,461		16,148	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

セレブライフ・ストーリー2035

2026年3月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	1,167,876,403	1,167,876,403	13,036	13,036
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	1,416,524,224	1,416,524,224	14,253	14,253
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,528,621,420	1,528,621,420	14,203	14,203
第8計算期間末 (2019年 9月17日)	1,838,586,657	1,838,586,657	14,745	14,745
第9計算期間末 (2020年 9月14日)	2,114,428,405	2,114,428,405	15,229	15,229
第10計算期間末 (2021年 9月14日)	2,588,088,176	2,588,088,176	16,227	16,227
第11計算期間末 (2022年 9月14日)	2,940,992,308	2,940,992,308	16,194	16,194
第12計算期間末 (2023年 9月14日)	3,351,999,309	3,351,999,309	16,490	16,490
第13計算期間末 (2024年 9月17日)	3,881,373,181	3,881,373,181	17,306	17,306
第14計算期間末 (2025年 9月16日)	4,591,375,330	4,591,375,330	18,225	18,225
2025年 3月末日	4,234,862,511		17,568	
4月末日	4,272,656,266		17,611	
5月末日	4,306,148,364		17,611	
6月末日	4,405,510,981		17,766	
7月末日	4,454,600,930		17,830	
8月末日	4,504,049,376		17,924	
9月末日	4,630,408,191		18,346	
10月末日	4,782,826,446		18,726	
11月末日	4,858,887,695		18,859	
12月末日	4,908,303,136		18,898	
2026年 1月末日	5,113,322,901		19,423	
2月末日	5,200,558,004		19,668	
3月末日	5,119,093,601		19,115	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

セレブライフ・ストーリー2045

2026年3月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	748,882,117	748,882,117	13,216	13,216
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	926,419,660	926,419,660	15,000	15,000
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	1,025,265,949	1,025,265,949	14,984	14,984
第8計算期間末 (2019年 9月17日)	1,196,540,983	1,196,540,983	15,513	15,513
第9計算期間末 (2020年 9月14日)	1,367,800,052	1,367,800,052	16,099	16,099
第10計算期間末 (2021年 9月14日)	1,624,846,863	1,624,846,863	17,707	17,707
第11計算期間末 (2022年 9月14日)	1,905,828,400	1,905,828,400	17,943	17,943
第12計算期間末 (2023年 9月14日)	2,256,884,465	2,256,884,465	18,603	18,603

第13計算期間末	(2024年 9月17日)	2,632,087,357	2,632,087,357	20,017	20,017
第14計算期間末	(2025年 9月16日)	3,164,948,749	3,164,948,749	21,976	21,976
	2025年 3月末日	2,848,501,230		20,710	
	4月末日	2,858,846,315		20,692	
	5月末日	2,908,671,674		20,839	
	6月末日	2,971,554,843		21,052	
	7月末日	3,041,248,851		21,294	
	8月末日	3,099,224,834		21,509	
	9月末日	3,206,270,870		22,161	
	10月末日	3,314,405,283		22,823	
	11月末日	3,379,785,566		23,122	
	12月末日	3,433,423,859		23,254	
	2026年 1月末日	3,583,875,822		24,087	
	2月末日	3,684,899,980		24,477	
	3月末日	3,554,712,896		23,574	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

セレブライフ・ストーリー2055

2026年3月31日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第5計算期間末 (2016年 9月14日)	412,517,782	412,517,782	13,781	13,781
第6計算期間末 (2017年 9月14日)	501,559,436	501,559,436	16,280	16,280
第7計算期間末 (2018年 9月14日)	524,979,118	524,979,118	16,271	16,271
第8計算期間末 (2019年 9月17日)	619,548,079	619,548,079	16,767	16,767
第9計算期間末 (2020年 9月14日)	718,168,849	718,168,849	17,558	17,558
第10計算期間末 (2021年 9月14日)	907,047,854	907,047,854	19,843	19,843
第11計算期間末 (2022年 9月14日)	1,103,164,298	1,103,164,298	20,340	20,340
第12計算期間末 (2023年 9月14日)	1,308,564,844	1,308,564,844	21,380	21,380
第13計算期間末 (2024年 9月17日)	1,542,403,956	1,542,403,956	23,396	23,396
第14計算期間末 (2025年 9月16日)	1,990,895,248	1,990,895,248	26,600	26,600
2025年 3月末日	1,704,918,472		24,630	
4月末日	1,712,375,219		24,445	
5月末日	1,770,549,649		24,802	
6月末日	1,842,755,669		25,154	
7月末日	1,892,777,864		25,626	
8月末日	1,939,441,847		25,940	
9月末日	2,017,116,302		26,860	
10月末日	2,129,495,410		27,855	
11月末日	2,182,951,872		28,302	
12月末日	2,248,082,024		28,544	
2026年 1月末日	2,348,707,415		29,703	
2月末日	2,430,887,622		30,311	
3月末日	2,342,798,224		28,968	

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

セレブライフ・ストーリー-2025

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	0
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	0
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	0
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	0
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	0
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	0
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	0

セレブライフ・ストーリー-2035

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	0
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	0
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	0
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	0
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	0
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	0
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	0

セレブライフ・ストーリー-2045

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	0
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	0
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	0
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	0
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	0
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	0
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	0

セレブライフ・ストーリー-2055

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	0
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	0
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	0
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	0
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	0
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	0
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	0
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	0

【収益率の推移】

セレブライフ・ストーリー-2025

期	計算期間	収益率(%)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	0.35
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	5.61
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0.61
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	4.03
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	3.07
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	3.63
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	1.25
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	0.10
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	3.64
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	3.44
第15計算期(中間期)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	5.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

セレブライフ・ストーリー-2035

期	計算期間	収益率(%)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	1.70
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	9.34
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0.35
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	3.82
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	3.28
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	6.55
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	0.20
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	1.83
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	4.95

第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	5.31
第15計算期(中間期)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	7.05

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

セレブライフ・ストーリー-2045

期	計算期間	収益率(%)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	3.86
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	13.50
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0.11
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	3.53
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	3.78
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	9.99
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	1.33
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	3.68
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	7.60
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	9.79
第15計算期(中間期)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	9.87

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

セレブライフ・ストーリー-2055

期	計算期間	収益率(%)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	4.75
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	18.13
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	0.06
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	3.05
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	4.72
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	13.01
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	2.50
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	5.11
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	9.43
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	13.69
第15計算期(中間期)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	11.81

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

2【設定及び解約の実績】

セレブライフ・ストーリー-2025

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	183,543,672	68,980,253	763,521,222
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	159,831,130	162,366,063	760,986,289
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	133,635,236	108,915,248	785,706,277
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	196,901,223	66,008,777	916,598,723
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	282,173,528	193,201,683	1,005,570,568
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	354,768,856	236,274,555	1,124,064,869
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	229,869,031	154,464,769	1,199,469,131
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	213,283,284	163,315,705	1,249,436,710
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	268,642,452	252,740,150	1,265,339,012
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	171,422,694	264,373,705	1,172,388,001
第15計算期間(中間)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	142,159,627	144,150,117	1,170,397,511

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

セレブライフ・ストーリー-2035

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	267,608,201	101,726,372	895,903,986
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	222,999,233	125,071,997	993,831,222
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	207,122,328	124,665,813	1,076,287,737
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	250,491,996	79,882,114	1,246,897,619
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	295,654,858	154,100,097	1,388,452,380
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	376,462,562	170,033,274	1,594,881,668
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	368,952,043	147,751,284	1,816,082,427
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	377,082,251	160,374,440	2,032,790,238
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	459,012,065	249,009,650	2,242,792,653
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	480,027,610	203,564,479	2,519,255,784
第15計算期間(中間)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	274,591,193	149,302,226	2,644,544,751

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

セレブライフ・ストーリー-2045

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	185,422,665	60,735,426	566,626,872
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	146,079,642	95,074,753	617,631,761

第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	141,952,700	75,343,120	684,241,341
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	162,270,954	75,177,766	771,334,529
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	194,237,420	115,954,404	849,617,545
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	216,301,704	148,277,107	917,642,142
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	232,632,360	88,093,782	1,062,180,720
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	243,344,509	92,369,362	1,213,155,867
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	246,142,958	144,370,046	1,314,928,779
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	242,155,270	116,888,516	1,440,195,533
第15計算期間(中間)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	143,592,412	82,050,866	1,501,737,079

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

セレブライフ・ストーリー2055

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第5計算期間	2015年 9月15日～2016年 9月14日	103,715,800	76,062,048	299,328,662
第6計算期間	2016年 9月15日～2017年 9月14日	79,194,276	70,443,351	308,079,587
第7計算期間	2017年 9月15日～2018年 9月14日	72,893,191	58,330,954	322,641,824
第8計算期間	2018年 9月15日～2019年 9月17日	89,383,232	42,525,569	369,499,487
第9計算期間	2019年 9月18日～2020年 9月14日	116,518,751	76,991,117	409,027,121
第10計算期間	2020年 9月15日～2021年 9月14日	138,613,786	90,535,159	457,105,748
第11計算期間	2021年 9月15日～2022年 9月14日	147,757,758	62,506,176	542,357,330
第12計算期間	2022年 9月15日～2023年 9月14日	139,593,420	69,892,189	612,058,561
第13計算期間	2023年 9月15日～2024年 9月17日	145,116,786	97,913,981	659,261,366
第14計算期間	2024年 9月18日～2025年 9月16日	164,981,180	75,778,033	748,464,513
第15計算期間(中間)	2025年 9月17日～2026年 3月16日	116,366,198	63,574,365	801,256,346

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

3【ファンドの経理状況】

セレブライフ・ストーリー2025

セレブライフ・ストーリー2035

セレブライフ・ストーリー2045

セレブライフ・ストーリー2055

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間計算期間(2025年9月17日から2026年3月16日まで)の中間財務諸表について、監査法人ナカチによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【セレクトライフ・ストーリー2025】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	253,576	246,861
コール・ローン	56,333,937	69,575,029
投資信託受益証券	1,800,077,252	1,873,009,174
未収配当金	1,422,837	1,187,579
未収利息	540	1,143
流動資産合計	1,858,088,142	1,944,019,786
資産合計	1,858,088,142	1,944,019,786
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	986,532	6,568,153
未払金	84,532	591,819
未払解約金	17,140,867	3,405,874
未払受託者報酬	402,842	410,578
未払委託者報酬	4,028,334	4,105,720
その他未払費用	436,425	820,853
流動負債合計	23,079,532	15,902,997
負債合計	23,079,532	15,902,997
純資産の部		
元本等		
元本	1,172,388,001	1,170,397,511
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	662,620,609	757,719,278
(分配準備積立金)	171,010,602	151,672,009
元本等合計	1,835,008,610	1,928,116,789
純資産合計	1,835,008,610	1,928,116,789
負債純資産合計	1,858,088,142	1,944,019,786

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
営業収益		
受取配当金	4,586,645	3,749,218
受取利息	62,028	168,413
有価証券売買等損益	1,838,087	94,328,452
為替差損益	3,958,606	2,549,429
その他収益	138	-
営業収益合計	6,769,330	100,795,512
営業費用		
受託者報酬	418,194	410,578
委託者報酬	4,181,930	4,105,720
その他費用	915,781	915,148
営業費用合計	5,515,905	5,431,446
営業利益又は営業損失()	1,253,425	95,364,066
経常利益又は経常損失()	1,253,425	95,364,066
中間純利益又は中間純損失()	1,253,425	95,364,066
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	1,752,489	5,935,698
期首剰余金又は期首欠損金()	649,340,221	662,620,609
剰余金増加額又は欠損金減少額	38,422,901	86,944,420
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	38,422,901	86,944,420
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,927,938	81,274,119
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	62,927,938	81,274,119
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	624,336,120	757,719,278

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券（ETF） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第15期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年9月17日から2026年3月16日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	1,172,388,001口	1,170,397,511口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5652円 (15,652円)	1.6474円 (16,474円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間（自2024年9月18日 至2025年3月17日）

該当事項はありません。

第15期中間計算期間（自2025年9月17日 至2026年3月16日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第14期 2025年9月16日現在				第15期中間計算期間 2026年3月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	332,414,692	-	333,401,224	986,532	353,410,557	-	359,978,710	6,568,153
	アメリカドル	332,414,692	-	333,401,224	986,532	353,410,557	-	359,978,710	6,568,153
合計		332,414,692	-	333,401,224	986,532	353,410,557	-	359,978,710	6,568,153

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

原則として中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第14期 自 2024年 9月18日 至 2025年 9月16日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,265,339,012円	1,172,388,001円
期中追加設定元本額	171,422,694円	142,159,627円
期中一部解約元本額	264,373,705円	144,150,117円

【セレクトライフ・ストーリー2035】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	546,617	256,777
コール・ローン	100,523,186	125,045,175
投資信託受益証券	4,504,131,423	5,070,241,501
未収配当金	3,521,934	2,710,778
未収利息	963	2,055
流動資産合計	4,608,724,123	5,198,256,286
資産合計	4,608,724,123	5,198,256,286
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	2,723,885	18,679,537
未払金	181,411	1,394,708
未払解約金	3,418,135	6,211,700
未払受託者報酬	962,644	1,068,582
未払委託者報酬	9,626,293	10,685,817
その他未払費用	436,425	816,310
流動負債合計	17,348,793	38,856,654
負債合計	17,348,793	38,856,654
純資産の部		
元本等		
元本	2,519,255,784	2,644,544,751
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,072,119,546	2,514,854,881
(分配準備積立金)	630,316,909	595,637,575
元本等合計	4,591,375,330	5,159,399,632
純資産合計	4,591,375,330	5,159,399,632
負債純資産合計	4,608,724,123	5,198,256,286

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
営業収益		
受取配当金	10,386,323	10,934,262
受取利息	142,110	388,727
有価証券売買等損益	33,643,702	320,661,965
為替差損益	1,354,066	11,032,707
その他収益	698	-
営業収益合計	45,526,899	343,017,661
営業費用		
受託者報酬	895,716	1,068,582
委託者報酬	8,957,098	10,685,817
その他費用	974,745	1,012,225
営業費用合計	10,827,559	12,766,624
営業利益又は営業損失()	34,699,340	330,251,037
経常利益又は経常損失()	34,699,340	330,251,037
中間純利益又は中間純損失()	34,699,340	330,251,037
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,300,276	10,639,101
期首剰余金又は期首欠損金()	1,638,580,528	2,072,119,546
剰余金増加額又は欠損金減少額	202,015,272	245,756,022
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	202,015,272	245,756,022
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,971,388	122,632,623
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,971,388	122,632,623
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,788,023,476	2,514,854,881

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券（ETF） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第15期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年9月17日から2026年3月16日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	2,519,255,784口	2,644,544,751口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8225円 (18,225円)	1.9510円 (19,510円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間（自2024年9月18日 至2025年3月17日）

該当事項はありません。

第15期中間計算期間（自2025年9月17日 至2026年3月16日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>投資信託受益証券 同左</p> <p>デリバティブ取引 同左</p> <p>上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第14期 2025年9月16日現在				第15期中間計算期間 2026年3月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	917,820,136	-	920,544,021	2,723,885	1,005,084,091	-	1,023,763,628	18,679,537
	アメリカドル	917,820,136	-	920,544,021	2,723,885	1,005,084,091	-	1,023,763,628	18,679,537
合計		917,820,136	-	920,544,021	2,723,885	1,005,084,091	-	1,023,763,628	18,679,537

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- 1)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

原則として中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第14期 自 2024年 9月18日 至 2025年 9月16日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,242,792,653円	2,519,255,784円
期中追加設定元本額	480,027,610円	274,591,193円
期中一部解約元本額	203,564,479円	149,302,226円

【セレクトライフ・ストーリー2045】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,507,740	242,559
コール・ローン	69,047,640	104,963,279
投資信託受益証券	3,104,743,815	3,563,967,403
未収配当金	4,265,352	3,183,213
未収利息	662	1,725
流動資産合計	3,179,565,209	3,672,358,179
資産合計	3,179,565,209	3,672,358,179
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,962,252	14,533,661
未払金	97,829	1,183,640
未払解約金	4,954,134	21,493,262
未払受託者報酬	651,446	745,907
未払委託者報酬	6,514,374	7,458,940
その他未払費用	436,425	821,040
流動負債合計	14,616,460	46,236,450
負債合計	14,616,460	46,236,450
純資産の部		
元本等		
元本	1,440,195,533	1,501,737,079
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,724,753,216	2,124,384,650
(分配準備積立金)	670,943,393	634,999,054
元本等合計	3,164,948,749	3,626,121,729
純資産合計	3,164,948,749	3,626,121,729
負債純資産合計	3,179,565,209	3,672,358,179

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期中間計算期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
営業収益		
受取配当金	15,996,258	16,182,700
受取利息	120,402	299,081
有価証券売買等損益	44,973,315	281,369,563
為替差損益	21,764,657	28,639,622
営業収益合計	82,854,632	326,490,966
営業費用		
受託者報酬	601,960	745,907
委託者報酬	6,019,544	7,458,940
その他費用	967,851	966,113
営業費用合計	7,589,355	9,170,960
営業利益又は営業損失（ ）	75,265,277	317,320,006
経常利益又は経常損失（ ）	75,265,277	317,320,006
中間純利益又は中間純損失（ ）	75,265,277	317,320,006
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,673,912	10,322,859
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,317,158,578	1,724,753,216
剰余金増加額又は欠損金減少額	114,771,555	190,852,022
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	114,771,555	190,852,022
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,662,270	98,217,735
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,662,270	98,217,735
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,445,859,228	2,124,384,650

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券（ETF） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第15期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年9月17日から2026年3月16日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	1,440,195,533口	1,501,737,079口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.1976円 (21,976円)	2.4146円 (24,146円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間（自2024年9月18日 至2025年3月17日）

該当事項はありません。

第15期中間計算期間（自2025年9月17日 至2026年3月16日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	投資信託受益証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第14期 2025年9月16日現在				第15期中間計算期間 2026年3月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	661,186,084	-	663,148,336	1,962,252	782,008,240	-	796,541,901	14,533,661
	アメリカドル	661,186,084	-	663,148,336	1,962,252	782,008,240	-	796,541,901	14,533,661
合計		661,186,084	-	663,148,336	1,962,252	782,008,240	-	796,541,901	14,533,661

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

原則として中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第14期 自 2024年 9月18日 至 2025年 9月16日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,314,928,779円	1,440,195,533円
期中追加設定元本額	242,155,270円	143,592,412円
期中一部解約元本額	116,888,516円	82,050,866円

【セレクトライフ・ストーリー2055】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	222,107	249,349
コール・ローン	49,018,644	57,893,641
投資信託受益証券	1,949,191,259	2,347,259,391
未収配当金	2,942,433	2,668,690
未収利息	470	951
流動資産合計	2,001,374,913	2,408,072,022
資産合計	2,001,374,913	2,408,072,022
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,227,002	9,570,737
未払金	7,598	736,670
未払解約金	4,425,895	8,501,461
未払受託者報酬	398,432	483,160
未払委託者報酬	3,984,313	4,831,565
その他未払費用	436,425	816,310
流動負債合計	10,479,665	24,939,903
負債合計	10,479,665	24,939,903
純資産の部		
元本等		
元本	748,464,513	801,256,346
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	1,242,430,735	1,581,875,773
(分配準備積立金)	475,195,557	438,119,981
元本等合計	1,990,895,248	2,383,132,119
純資産合計	1,990,895,248	2,383,132,119
負債純資産合計	2,001,374,913	2,408,072,022

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第14期中間計算期間 自 2024年9月18日 至 2025年3月17日	第15期中間計算期間 自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
営業収益		
受取配当金	12,959,988	15,514,492
受取利息	83,770	198,075
有価証券売買等損益	38,713,934	194,572,454
為替差損益	26,074,081	38,013,465
その他収益	138	-
営業収益合計	77,831,911	248,298,486
営業費用		
受託者報酬	360,210	483,160
委託者報酬	3,602,046	4,831,565
その他費用	944,440	985,331
営業費用合計	4,906,696	6,300,056
営業利益又は営業損失()	72,925,215	241,998,430
経常利益又は経常損失()	72,925,215	241,998,430
中間純利益又は中間純損失()	72,925,215	241,998,430
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う中間純損失金額の分配額()	3,836,402	10,493,505
期首剰余金又は期首欠損金()	883,142,590	1,242,430,735
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,430,762	213,638,451
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,430,762	213,638,451
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,067,925	105,698,338
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,067,925	105,698,338
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	994,594,240	1,581,875,773

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 投資信託受益証券（ETF） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。 ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年9月15日から翌年9月14日までとしておりますが、第15期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年9月17日から2026年3月16日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	748,464,513口	801,256,346口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.6600円 (26,600円)	2.9742円 (29,742円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第14期中間計算期間（自2024年9月18日 至2025年3月17日）

該当事項はありません。

第15期中間計算期間（自2025年9月17日 至2026年3月16日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第14期 2025年9月16日現在	第15期中間計算期間 2026年3月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>投資信託受益証券 同左</p> <p>デリバティブ取引 同左</p> <p>上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引の契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

（単位：円）

区分	種類	第14期 2025年9月16日現在				第15期中間計算期間 2026年3月16日現在			
		契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益	契約額等	うち 1年 超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建	413,441,684	-	414,668,686	1,227,002	514,969,669	-	524,540,406	9,570,737
	アメリカドル	413,441,684	-	414,668,686	1,227,002	514,969,669	-	524,540,406	9,570,737
合計		413,441,684	-	414,668,686	1,227,002	514,969,669	-	524,540,406	9,570,737

（注）時価の算定方法

為替予約取引

1)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

原則として中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

原則として中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち、当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・原則として中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)原則として中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については中間計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第14期	第15期中間計算期間
	自 2024年 9月18日 至 2025年 9月16日	自 2025年9月17日 至 2026年3月16日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	659,261,366円	748,464,513円
期中追加設定元本額	164,981,180円	116,366,198円
期中一部解約元本額	75,778,033円	63,574,365円

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】(2026年3月末日現在)

() 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

() 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

() 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理業)及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2026年3月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2026年3月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	314	6,159,041
単位型株式投資信託	471	1,575,070
単位型公社債投資信託	51	105,254
合計	836	7,839,366

(3)【その他】

(1) 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自2025年4月1日至2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	2 4,500,000	2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	2 20,429	2 12,096
その他	43,335	23,470
流動資産合計	7,433,929	9,111,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 26,047	1 31,251
器具備品	1 3,930	1 6,311
有形固定資産合計	29,977	37,563
無形固定資産		
商標権	1,860	1,798
ソフトウェア	194,084	148,358
その他	67	67
無形固定資産合計	196,011	150,224
投資その他の資産		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
投資その他の資産合計	858,197	727,081
固定資産合計	1,084,186	914,868
繰延資産		
株式交付費	1,632	247
繰延資産合計	1,632	247
資産合計	8,519,748	10,026,837

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等		121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	63	63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	56,889
評価・換算差額等合計	18,737	56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	1 6,660,596	1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		
給料	530,816	542,033
役員報酬	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費		62
寄付金	1,637	
旅費交通費	2,623	2,960
租税公課	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費	2 637,135	2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	2 53,147	2 75,764
受取配当金	1,250	
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益		1,324
雑収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損		522
特別損失合計		522

税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	63	4,705,845	
当期変動額									
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930	
当期純利益					939,405	939,405		939,405	
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計		495,000	495,000		1,733,335	1,733,335		2,228,335	
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	20,562	20,562	20,562
当期変動額合計	20,562	20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金				
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	63	6,934,181	
当期変動額									
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計					1,113,782	1,113,782		1,113,782	
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	75,627	75,627	75,627
当期変動額合計	75,627	75,627	1,038,155
当期末残高	56,889	56,889	7,991,074

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)												
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>12,573千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>6,916千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,490千円</td> </tr> </table>	建物	12,573千円	器具備品	6,916千円	合計	19,490千円	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>15,880千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>8,036千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,916千円</td> </tr> </table>	建物	15,880千円	器具備品	8,036千円	合計	23,916千円
建物	12,573千円												
器具備品	6,916千円												
合計	19,490千円												
建物	15,880千円												
器具備品	8,036千円												
合計	23,916千円												
<p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td> <td>4,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>954千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,500,954千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,500,000千円	その他流動資産	954千円	合計	4,500,954千円	<p>2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>関係会社短期貸付金</td> <td>4,700,000千円</td> </tr> <tr> <td>その他流動資産</td> <td>772千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,700,772千円</td> </tr> </table>	関係会社短期貸付金	4,700,000千円	その他流動資産	772千円	合計	4,700,772千円
関係会社短期貸付金	4,500,000千円												
その他流動資産	954千円												
合計	4,500,954千円												
関係会社短期貸付金	4,700,000千円												
その他流動資産	772千円												
合計	4,700,772千円												

(損益計算書関係)

- 顧客との契約から生じる収益
営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。
- 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)								
<table> <tr> <td>経営管理報酬</td> <td>607,052千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの受取利息</td> <td>48,341千円</td> </tr> </table>	経営管理報酬	607,052千円	関係会社からの受取利息	48,341千円	<table> <tr> <td>経営管理報酬</td> <td>597,599千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社からの受取利息</td> <td>67,395千円</td> </tr> </table>	経営管理報酬	597,599千円	関係会社からの受取利息	67,395千円
経営管理報酬	607,052千円								
関係会社からの受取利息	48,341千円								
経営管理報酬	597,599千円								
関係会社からの受取利息	67,395千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937		1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348			1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18			18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	
資産計	746,394	746,394	

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	
資産計	562,202	562,202	

(注1) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220			
関係会社短期貸付金	4,500,000			
未収委託者報酬	1,476,224			
未収運用受託報酬	20,429			
合計	7,314,874			

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549			
関係会社短期貸付金	4,700,000			
未収委託者報酬	1,604,874			
未収運用受託報酬	12,096			
合計	9,036,520			

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		746,394		746,394
資産計		746,394		746,394

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		562,202		562,202
資産計		562,202		562,202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2024年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年3月31日)

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	619,020	641,200	22,179
	小計	619,020	641,200	22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	559,258	643,200	83,941
	小計	559,258	643,200	83,941
合計		562,202	645,277	83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	682,102	131,942	
合計	682,102	131,942	

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	125,687	49,100	
合計	125,687	49,100	

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)23,640千円、当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)12,280千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)7,875千円、当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)8,404千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)																																																																										
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>電話加入権</td><td style="text-align: right;">714千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">12,489</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">6,662</td></tr> <tr><td>その他未払税金</td><td style="text-align: right;">6,300</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">29,896</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">195</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">56,258</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">56,258</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">8,269</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">8,269</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">47,988</td></tr> </table>	電話加入権	714千円	投資有価証券評価損	12,489	未払事業税	6,662	その他未払税金	6,300	未払金	29,896	その他	195	<hr/>		繰延税金資産小計	56,258	評価性引当額		<hr/>		繰延税金資産合計	56,258	<hr/>		繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	8,269	<hr/>		繰延税金負債合計	8,269	<hr/>		繰延税金資産の純額	47,988	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>電話加入権</td><td style="text-align: right;">735千円</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">164</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,733</td></tr> <tr><td>その他未払税金</td><td style="text-align: right;">7,367</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">53,911</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">26,197</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">97</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr><td>-</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td colspan="2"><hr/></td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">101,208</td></tr> </table>	電話加入権	735千円	投資有価証券評価損	164	未払事業税	12,733	その他未払税金	7,367	未払金	53,911	その他有価証券評価差額金	26,197	その他	97	<hr/>		繰延税金資産小計	101,208	評価性引当額		<hr/>		繰延税金資産合計	101,208	<hr/>		繰延税金負債		-	-	<hr/>		繰延税金負債合計	-	<hr/>		繰延税金資産の純額	101,208
電話加入権	714千円																																																																										
投資有価証券評価損	12,489																																																																										
未払事業税	6,662																																																																										
その他未払税金	6,300																																																																										
未払金	29,896																																																																										
その他	195																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金資産小計	56,258																																																																										
評価性引当額																																																																											
<hr/>																																																																											
繰延税金資産合計	56,258																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金負債																																																																											
その他有価証券評価差額金	8,269																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金負債合計	8,269																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金資産の純額	47,988																																																																										
電話加入権	735千円																																																																										
投資有価証券評価損	164																																																																										
未払事業税	12,733																																																																										
その他未払税金	7,367																																																																										
未払金	53,911																																																																										
その他有価証券評価差額金	26,197																																																																										
その他	97																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金資産小計	101,208																																																																										
評価性引当額																																																																											
<hr/>																																																																											
繰延税金資産合計	101,208																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金負債																																																																											
-	-																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金負債合計	-																																																																										
<hr/>																																																																											
繰延税金資産の純額	101,208																																																																										
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。</p> <p>これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。</p> <p>この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。</p>																																																																										

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客(最終受益者)情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえ締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウエルスアドバイザー株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業		資金の貸付運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96	-	-
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用 業、金融情 報サービス 事業子会社 の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息の 受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付 金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報 酬	597,599	未払金	328,679

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会 社を持つ会 社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業		販売委託 (注)	販売委託支 払手数料	1,461,607	未払金	316,838

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

（非上場）

SBIホールディングス株式会社

（東京証券取引所プライム市場に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭	790円85銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金・預金	2,054,457
関係会社短期貸付金	4,700,000
前払費用	49,568
未収委託者報酬	1,604,231
未収運用受託報酬	13,028
その他	64,524
流動資産合計	8,485,810
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 29,259
器具備品	1 5,715
有形固定資産合計	34,974
無形固定資産	
商標権	1,636
ソフトウェア	125,546
その他	67
無形固定資産合計	127,249
投資その他の資産	
投資有価証券	591,849
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	86,406
その他	43,983
投資その他の資産合計	744,271
固定資産合計	906,495
繰延資産	
株式交付費	123
繰延資産合計	123
資産合計	9,392,430

(単位：千円)

当中間会計期間

(2025年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	4,181
未払金	1,960,209
未払手数料	986,099
その他未払金	974,110
未払法人税等	287,315
未払消費税等	2 57,254
流動負債合計	2,308,961
負債合計	2,308,961
純資産の部	
株主資本	

資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137
利益剰余金	
利益準備金	100,050
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2,780,949
利益剰余金合計	2,880,999
自己株式	63
株主資本合計	7,128,274
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	44,804
評価・換算差額等合計	44,804
純資産合計	7,083,469
負債純資産合計	9,392,430

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	4,016,886
運用受託報酬	38,162
投資助言報酬	20
その他営業収益	23,327
営業収益計	4,078,396
営業費用	
支払手数料	1,877,108
広告宣伝費	2,361
委託調査費	150,550
委託計算費	429,487
営業雑経費	18,726
通信費	219
印刷費	9,339
協会費	9,052
諸会費	114
営業費用計	2,478,234
一般管理費	
給料	273,471
役員報酬	41,284
給料・手当	216,817
賞与	15,369
福利厚生費	43,686
旅費交通費	967
交際費	2
租税公課	28,109
不動産賃借料	19,491
退職給付費用	7,124
固定資産減価償却費	25,731
消耗品費	1,936
事務委託費	21,660
諸経費	315,209
一般管理費計	737,391

営業利益	862,770
営業外収益	
受取利息	42,418
投資有価証券売却益	124
為替差益	10
雑収入	1,111
営業外収益計	43,664
営業外費用	
株式交付費償却	123
営業外費用計	123
経常利益	906,311

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

税引前中間純利益	906,311
法人税、住民税及び事業税	267,599
法人税等調整額	9,239
法人税等合計	276,839
中間純利益	629,472

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	63	8,047,964
当中間期変動額								
剰余金の配当					1,549,163	1,549,163		1,549,163
中間純利益					629,472	629,472		629,472
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計					919,690	919,690		919,690
当中間期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,780,949	2,880,999	63	7,128,274

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合 計	
当期首残高	56,889	56,889	7,991,074
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,549,163

中間純利益			629,472
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	12,084	12,084	12,084
当中間期変動額合計	12,084	12,084	907,605
当中間期末残高	44,804	44,804	7,083,469

注記事項

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 18年、器具備品が3 - 15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

4．その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)
該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2025年9月30日)
建物	17,872千円
器具備品	8,680千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
有形固定資産	2,636千円
無形固定資産	23,095千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	1,408,348			1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加	減少	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	18			18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種 類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月17 日定時株主総 会	普通株式	1,549,163	1,100	2025年3月31日	2025年6月23日	利益剰余金

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません(注)1.参照)。また、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(2025年9月30日)

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	591,849	591,849	
資産計	591,849	591,849	

(注)1. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(注)2. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		591,849		591,849
資産計		591,849		591,849

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

当中間会計期間（2025年9月30日）

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）	
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	16,727	14,077	2,650
	小計	16,727	14,077	2,650
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	575,122	643,200	68,077
	小計	575,122	643,200	68,077
合計	591,849	657,277	65,427	

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

（収益認識関係）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針3．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、中間損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2025年9月30日)
1株当たり純資産額	5,029円69銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	7,083,469
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	7,083,469
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株)	1,408,330

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	446円96銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	629,472
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	629,472
普通株式の期中平均株式数(株)	1,408,330

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 田 篤 照 夫

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 郷 右 近 隆 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月25日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 島 照 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 田 達

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御 中

監査法人 ナ カ チ

東京都中央区

代表社員

公認会計士

高村 俊行

業務執行社員

代表社員

公認会計士

家富 義則

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセブライフ・ストーリー2025の2025年9月17日から2026年3月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セブライフ・ストーリー2025の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月17日から2026年3月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御 中

監査法人 ナ カ チ

東京都中央区

代表社員

公認会計士

高村 俊行

業務執行社員

代表社員

公認会計士

家富 義則

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセブライフ・ストーリー2035の2025年9月17日から2026年3月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セブライフ・ストーリー2035の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月17日から2026年3月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御 中

監査法人 ナ カ チ

東京都中央区

代表社員

公認会計士

高村 俊行

業務執行社員

代表社員

公認会計士

家富 義則

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセブライフ・ストーリー2045の2025年9月17日から2026年3月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セブライフ・ストーリー2045の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月17日から2026年3月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年6月5日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会

御 中

監査法人 ナ カ チ

東京都中央区

代表社員

公認会計士

高村 俊行

業務執行社員

代表社員

公認会計士

家富 義則

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているセブライフ・ストーリー2055の2025年9月17日から2026年3月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、セブライフ・ストーリー2055の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年9月17日から2026年3月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監

査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。